

技 第 6 1 3 号
平成 28 年 3 月 23 日

島根県建設産業団体連合会長 様

島根県土木部技術管理課長
(公印省略)

建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について

このことについて、別添のとおり関係機関へ通知しましたので、ご承知ください。

島根県土木部技術管理課
土木設計基準グループ 門田
電話：0852-22-5941
E-mail：monda-syuji@pref.shimane.lg.jp

隠岐支庁関係各局長
農林水産部関係各課長
農林水産部地方機関の長
土木部関係各課長
土木部地方機関の長

} 様

土木部技術管理課長

建設工事積算基準に設定のない歩掛の決定方法について（通知）

このことについて、下記のとおりとしましたので、関係職員に周知願います。
なお、各市町村へは別途参考送付しています。

記

1 対象工事

農林水産部及び土木部が発注する建設工事（建築工事を除く）において、建設工事積算基準に設定のない歩掛を決定する場合に適用する。

2 歩掛の決定方法

見積により決定することとし、詳細は別紙1「建設工事における見積による歩掛の決定方法」によるものとする。

注)各種協会等が提供している歩掛がある場合にも、そのものは参考にとどめ、歩掛は本通知により決定することとする。

3 本通知の適用

当初設計に必要となる歩掛を平成28年4月1日以降に見積依頼する工事に適用する。

土木部 技術管理課
土木設計基準グループ 門田
電話：0852-22-5941
E-mail：monda-syujji@pref.shimane.lg.jp

別紙1「建設工事における見積による歩掛の決定方法」

1 見積依頼方法

見積依頼は所属の長名（課長、事務所長等）で公文書により行い、見積書の宛名は発注者名（知事、事務所長等）とする。

2 見積依頼先

見積条件を精査の上、当該工事の入札に参加することができる者の中から入札参加者指名審査会において5者以上を選定する。

3 見積条件

見積依頼先が適切な見積を行うことができるように、次の事項を見積条件として明示する。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 施工予定期間
- (4) 見積有効期限
- (5) 見積工種
- (6) 施工予定数量
- (7) 施工条件及び現場条件
- (8) 図面
- (9) その他見積に必要となるもの

4 見積依頼にあたっての留意事項

(1) 労務費

労務の職種は、「建設工事積算基準 第I編 総則 第14章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容」による。労務単価は、技術管理課ホームページで公表している「公共工事設計労務単価表」によるものとし、この「公共工事設計労務単価表」を見積依頼に添付する。

ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、提出された見積書の職種及び労務単価によるものとする。

また、見積に使用する職種、人員構成は見積依頼先が決定する。

(2) 機械経費

機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設工事積算基準第15編単価」によるものとし、それに掲載のない機械経費については「建設物価」「土木コスト情報」（一般財団法人建設物価調査会発行）及び「積算資料」「土木施工単価」（一般財団法人経済調査会発行）に掲載されている単価を比較し、低い方の価格（以下、「物価資料価格」という。）とする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。

ただし、「請負工事機械経費積算要領」、「建設工事積算基準第15編単価」又は「物価資料価格」によることができない機械経費については提出された見積書の機械経費によるものとする。

(3) 材料費

材料費は、「建設工事積算基準第15編単価」によるものとし、それに掲載のない材料費については「物価資料価格」とする。なお、見積依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。

ただし、「建設工事積算基準第15編単価」又は「物価資料価格」によることができない材料費は提出された見積書の材料費によるものとする。「建設工事積算基準 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1材料費」による単価決定は行わない。

(4) 間接工事費

直接工事費に係る歩掛を見積依頼する際には、それと不可分である間接工事費（積上げ運搬費等）に係る歩掛を見積依頼する必要がないか精査し、必要な場合は、同時に見積依頼すること。

(5) 提出期限

見積依頼先が見積条件を適切に反映した見積を行うことができるように十分な期間を確保し、設定すること。

5 見積に対する質問回答の取扱い

別添「歩掛の見積依頼に対する質問回答の取扱いについて(平成23年7月25日付け技第266号)」による。

6 見積辞退等があった場合の取扱い

見積書の提出が1者の場合は無効とする。

7 見積により歩掛を決定する手順（別紙2「見積による歩掛決定フロー」参照）

STEP1 見積条件を満たしていない見積書を除外する。

STEP2 提出された見積書に記載されている単価のなかに、「公共工事設計労務単価表」、「建設工事積算基準第15編単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。置き換える単価は、この時点(STEP2)のものとする。

STEP3 見積書の直接工事費と積上げ計上が必要な間接工事費の合計額により全見積書の平均値を算出する。

STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は異常値としてこれを除外し、再度、平均値を算出する。

なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは発注者判断とする。

STEP5 平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。

[決定例]

	直接工事費	+	間接工事費(積上分)	=	合計
A 者	7,000,000 円	+	550,000 円	=	7,550,000 円
B 者	7,000,000 円	+	820,000 円	=	7,820,000 円
C 者	7,500,000 円	+	550,000 円	=	8,050,000 円
D 者	7,600,000 円	+	600,000 円	=	8,200,000 円
E 者	8,500,000 円	+	750,000 円	=	9,250,000 円

5 者の平均値 8,174,000 円・・・①

異常値の確認 ①×0.7 = 5,721,800 円

①×1.3 = 10,626,200 円

よって、異常値の除外はないため、平均値の直下である C 者（8,050,000 円）の見積書の歩掛を採用し、工事費を積算する。

8 情報開示の取扱い

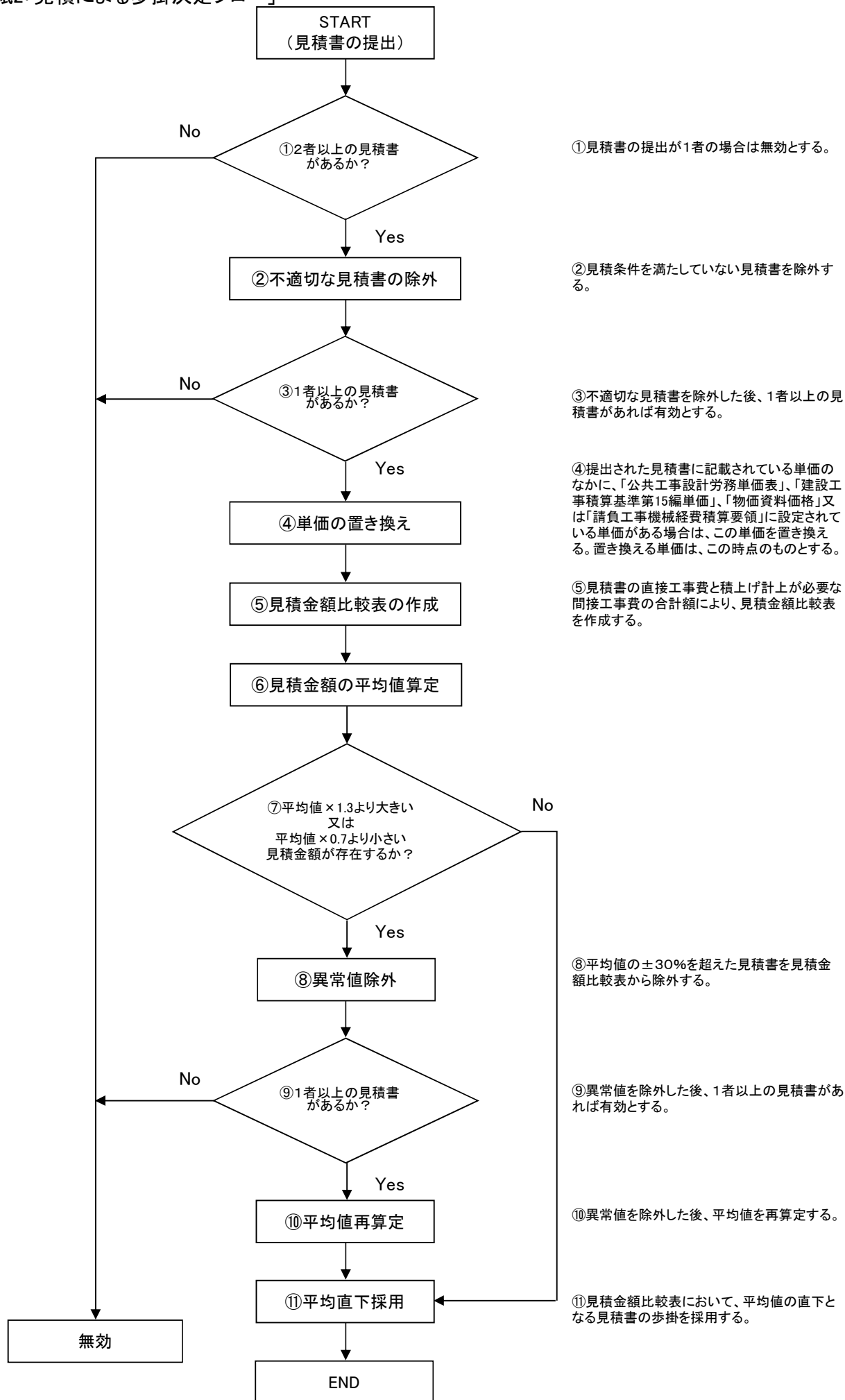
島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条第1項第3号の法人等の非公開情報の記述に基づき、情報公開等の開示の対象は発注者が作成した資料のみとし、見積書は対象外とする。

また、発注者が作成した資料を開示する場合も依頼先が特定される情報は非公表とする。

9 発注にあたっての留意事項

上記7のSTEP2において置き換えた単価は、起案日の単価を適用すること。

別紙2「見積による歩掛決定フロー」



①見積書の提出が1者の場合は無効とする。

②見積条件を満たしていない見積書を除外する。

③不適切な見積書を除外した後、1者以上の見積書があれば有効とする。

④提出された見積書に記載されている単価のなかに、「公共工事設計労務単価表」、「建設工事積算基準第15編単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。置き換える単価は、この時点のものとする。

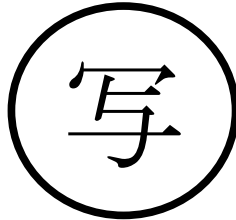
⑤見積書の直接工事費と積上げ計上が必要な間接工事費の合計額により、見積金額比較表を作成する。

⑧平均値の±30%を超えた見積書を見積金額比較表から除外する。

⑨異常値を除外した後、1者以上の見積書があれば有効とする。

⑩異常値を除外した後、平均値を再算定する。

⑪見積金額比較表において、平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。



技 第 2 6 6 号
平成23年7月25日

隠岐支庁県土整備局長
土木部関係各課長
土木部各地方機関の長 } 様

技術管理課長

歩掛の見積依頼に対する質問回答の取扱いについて（通知）

島根県建設工事積算基準及び島根県業務委託積算基準に設定のない歩掛については、平成13年10月17日付け管発第335号により、入札参加者指名審査会で見積依頼先を選定後、見積を依頼し、設定しているところです。

この度、見積に対する公平性を確保するため、質問回答書について下記のとおり運用することとしますので、関係職員に周知願います。

記

1. 見積依頼に対する質問については、別添質問書（様式1）により提出するよう見積依頼書に記載し、見積依頼書に様式1を添付すること。
2. 見積依頼先より質問書が提出された場合、別添質問回答書（様式2）により速やかに回答すること。
なお、質問回答書は見積依頼先全てに送付すること。
3. 質問回答書の送付前に提出された見積書については、再提出を認めるものとする。

技術管理課
土木設計基準G 米原
無線：8-300-2-5390
e-mail:yonehara-hisato@pref.shimane.lg.jp

見積依頼に関する質問書

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇長 様

会社名： _____ 印

工事名： _____

質 問 事 項	要 旨

平成 年 月 日

見積依頼業者 様

〇〇〇〇〇〇〇〇〇長

見積依頼に関する質問の回答書

平成 年 月 日付け 号にて見積依頼した件について、質問がありましたので、下記のとおり回答します。

工事名： _____

質	問	回	答

※既に見積書を提出いただいた方で、この回答により見積書を変更する必要がある場合、 月 日までに再提出願います。